

機能強化加算

- ・ 患者が受診している他院及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬指導管理を行うとともに、カルテに記載する。必要に応じ、医師の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能である。
- ・ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行う
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じる
- ・ 保険・福祉サービスに係る相談に応じる
- ・ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行う